

相楽都市計画 特別用途地区の変更

(精華町決定)

計画書 (案)

京都府 精華町

相楽都市計画 特別用途地区の変更（精華町決定）

●特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
特定大規模小売店舗制限地区	198.4ha	-0.1ha
研究開発地区	167.4ha	

●位置および区域

- ・別添総括図、計画図のとおり

●理由

- ・別添理由書のとおり

新 旧 対 照 表

種類	面積（新）	面積（旧）	備考
特定大規模小売店舗制限地区	198.4ha (-0.1ha)	198.5ha	
研究開発地区	167.4ha	167.4ha	変更面積狭小により、面積の変更無し

理由書

本都市計画は、京都府が行う相楽都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分の変更により市街化調整区域となる箇所について、特別用途地区（特定大規模小売店舗制限地区及び研究開発地区）の変更を行うものです。

相楽都市計画（精華町）
特別用途地区
変更（案）総括図
縮尺 1:10,000



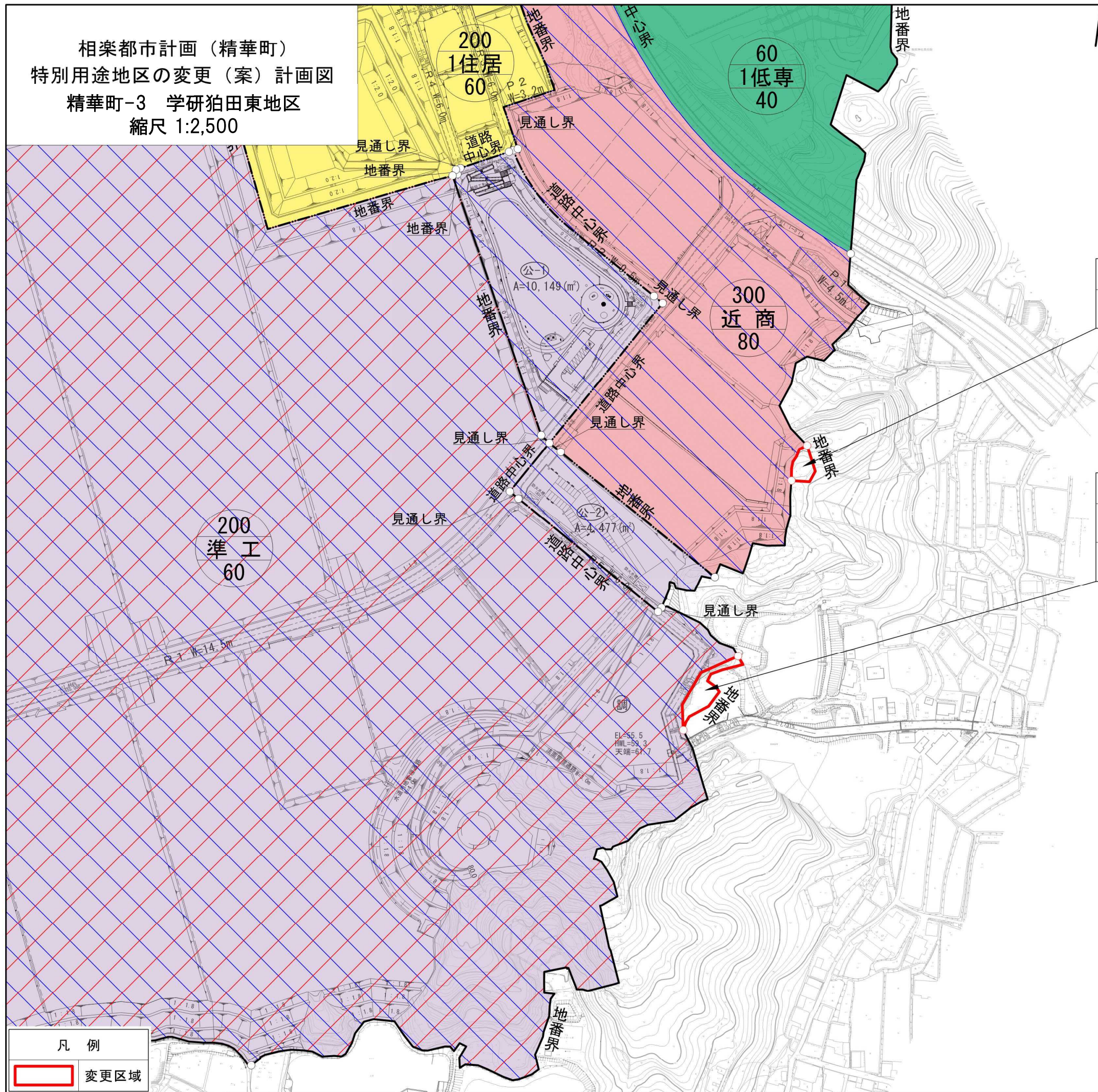
精華町-3
学研狛田東地区

凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域
	用途地域
	第1種低層住居専用地域 (第1種高度地区)
	第2種低層住居専用地域 (第1種高度地区)
	第3種低層住居専用地域 (第2種高度地区)
	第1種中高層住居専用地域 (第3種高度地区)
	第2種中高層住居専用地域 (第3種高度地区)
	第1種住居地域 (第3種高度地区)
	第2種住居地域 (第3種高度地区)
	近隣商業地域 (第4種高度地区・準防火地域)
	近隣商業地域 (第6種高度地区・準防火地域)
	商業地域 (準防火地域)
	準工業地域 (第5種高度地区)
	特別用途地区
	特定大規模小売店舗制限地区
	研究開発地区
都市計画決定年月日	
都市計画区域	昭和43年 2月28日
市街化及び調整区域(当初)	昭和46年 12月28日
用途地域(当初)	昭和48年 12月25日
用途地域(最終)	令和4年 3月31日
高度地区(最終)	令和4年 3月31日
防火・準防火地域(最終)	令和4年 3月31日

凡 例	
	都市計画道路
	都市計画公園
	地区計画

凡 例	
	変更箇所

相楽都市計画（精華町）
 特別用途地区の変更（案）計画図
 精華町-3 学研狛田東地区
 縮尺 1:2,500



変更後	変更前
—	特定大規模小売店舗制限地区

変更後	変更前
—	特定大規模小売店舗制限地区
—	研究開発地区

凡 例	
	変更区域

凡 例	
	研究開発地区
	特定大規模小売店舗制限地区